

歴史記述と伝承の想像力、 そして文体——続日本紀から——

古橋 信孝

歴史書は客観的な事実を記すことを基本とする。しかし、出来事の記述は必ずある視点からなされる。歴史も、一定の視点をもって記述される。われわれが教科書で教えられてきた歴史が、現代に向かってよくなってきた過程を記述しているように。もちろん、この「よく」はその時代の支配的な価値基準によっている。別の基準による歴史記述もできる。そうなると、いくつもの歴史が並び立つことになる。こういう歴史は、ある人にはリアルでも、別の人にはリアルではない。

記述が視点をもつ以上、絶望的なこの問題はどのように克服の方向が考えられるのだろうか。できるだけ観念を排除した記述の羅列が歴史であると考える方向はあるかもしれない。もちろん、記述者が「できるだけ」に徹する覚悟をもつうえでのことだ。

私は文学の歴史を、作品から読み取れる時代の関心と、文体の変遷から記述することを考えている。これも、出来事なるべく客観的に記述する方法である。時代の関心を具体的にいえば、何を主題とするか、場面をどのように作るかなどに、その時代の切実な問題や流行が判断できるということだ。どのよう

に美を作るかも、時代の関心だ。この文学史は、時代の切実な関心を探り出すことにおいて、歴史をリアルに感じる方法でもある。どの社会も切実な問題を抱えている。したがって、時代や社会を超えて、その社会に生きる人々をリアルに感じるようになるからだ。しかし、文学史に関心のない人にとってはリアルではないだろう。やはりリアルに歴史を感じるということは、あらゆる人にあてはまることはない。

といって、私の考える文学史は、時代の関心はその時代に共有されている問題として、関心を抱いていない人々にも奥底では通じているとみなすことができる。それゆえ、客観性を求める。つまり、個人の差異を超えて共通する関心、問題を導くことができると考えている。

もう一つ、歴史を取り戻す方向があるのではないか。「取り戻す」という言い方をしたのは、ある時代、社会にリアルに共有される歴史というモチーフゆえである。この方向は、私のところで卒論を書いている村山絵美によって、私にはとても可能性があると感じさせられている。太平洋戦争を、ユタからとらえてみようという試みである。太平洋戦争は自分たちにはリア

ルに感じられないが、外国への侵略、戦死者のことなど知っていくと、とても恐ろしいことに思えてくる。なのに、なぜ戦争の体験は風化してしまうのか。リアルに感じられる方法はないものかというモチーフが、戦死者の鎮魂をするユタという霊能者と結びついた。

本稿で考えてみたいのは、この問題である。

まだ、前提は続く。目取間俊『水滴』（一九九六年）が、この問題の一つの方向を明確にしてくれる。この小説が提起しているのは、個人の戦争の痛みが、脚を瓜のように腫れ上がらせる水のたまるという、民俗的な想像力とも呼ぶべきものによって歴史化されることといえる。主人公徳成は記念日に子供に戦争語りをするこの嘘っぱきから、脚に水腫れができる。そして、戦死者たちがその脚から垂れる水によって喉の渴きを癒し、自分が捨ててきた同郷の男にもその水を飲ませることで、元の体に戻るが、それは飲んだくれの生活だったという物語である。酒を呑むことが辛い記憶から逃れることに繋がっており、結局、戦争の辛い記憶から抜け出すことができない、徳成の人生を思わせる。あまりにも辛い記憶はその個人に抱え込まれるだけだということも、この小説の語るところなのだ。

この徳成の体験が、瓜のように腫れるという像は沖繩の人々にとって珍しいものではないらしい。象皮病という病という。目取間はこの像を瓜のように腫れた足とすることで物語にした。この小説全体からいって、この話は民間伝承のような世界である。つまり、この小説は、ある出来事が伝承を形成しているくさまをみせているように読める。目取間は、民俗的想像力が

戦争の体験をこのように物語化していくことを語っているのである。それは、歴史を多くの人々がリアルに伝えていく方法ではないか。

1

『続日本紀』は歴史を記述している。もちろん、その歴史は国家という視点から書かれている。しかし、記録する文体は、意図を超えて、出来事を記述していくことに向かう場合がある。もちろん、全体からみれば意図は貫かれている。出来事を記述しているなかで、客観性が生まれてしまうのだ。たとえば、戦いの記述がそうだ。『続日本紀』はいくつかの戦いを記録している。大野東人の蝦夷との戦い（聖武天皇、天平九年四月）、藤原広嗣の乱（天平十二年九月～十一月の記述）などがある。

この文体については、すでに西郷信綱が『日本書紀』の壬申の乱について指摘している（『壬申紀を読む』平凡社、一九九三年）。西郷は、『釈日本紀』の壬申紀は安斗宿禰智徳、調連淡海、和邇部臣君手らの日記が引かれていることを「日次体の記録」が存在したと指摘しつつ、西郷はむしろ、そういう記録よりも、

その（壬申の戦い―注）経験は人びとの記憶板に消しがたく刻みこまれ、それを源にして口頭の伝承がふんだんに生み出され広く流通していたと推測される。書紀がそれらを進んで取りこんだというのではない。しかしそうした口頭の伝承が身のまわりになお息づいてるとき、当の事件

にかんする史官らの筆致が観念の介入を排し、おのずと事に即したものにならざるをえないのは確かだろう。

と、戦いについての口頭の伝承が形成されること、その伝承が事実 に即した文体を作り出すことを述べている。口頭の伝承の重みということでは、私も同意する。しかし、それは真実を伝えるという問題であって、事実としてはわからない。口頭の伝承にはそれなりの文体がある。西郷はその文体を探っているとはいえるのだが、記録体の文体の価値は認めるべきである。でなければ、『古事記』が苦勞して語りの文体を書こうとしたりしない。書く文体と語る文体は違う。

記録する文体は、出来事を記述しているなかで、意図を超えてしまうことがある。その立場は、聖武天皇が宣命のなかで盛んに自らを「不徳」「薄徳」というのに通じる。このような謙遜は中国からもたらされたものだろうが、漢文体で書くことは、日本、中国、朝鮮半島といった地域、国家を同列にみなすことをもたらす。天皇と皇帝とは世界的にみれば等価値になるのだ。しかも、「不徳」ならば、天皇もこの世の人にすぎない。この視点は、歴史を記述する意図を絶対的な論理としつつ、個人としての人への視点を作るだろう。つまり、個別的な人や出来事への関心を生み出してしまふのだ。

その意味で、『続日本紀』を読みながら、私の関心を引いたのは、犯罪についての記述である。

(1) 左兵庫少属従八位下大伴宿禰子虫、以刀斫殺右兵庫頭外従五位下中臣宮処連東人。初子虫、事長屋王、頗蒙恩遇。至是、適与東人任於比寮。政事之隙、相共囲碁。語及長屋

王、憤発而罵、遂引劒斫而殺之。東人、即誣告長屋王事之人也。(聖武天皇、天平十年(七三八)七月十日)

(2) 葦原王坐以刃殺人、賜姓龍田真人、流多嶽島。男女六人復命相隨。葦原王者、三品忍壁親王之孫、從四位下山前王之男。天性凶惡、喜遊酒肆。時与御使連鷹博飲、忽発怒刺殺、屠其股完、便置胸上而膾之。及他罪状明白、有司奏請其罪。帝以宗室之故、不忍致法。仍除王名配流。(淳仁天皇、天平宝字五年(七六一)三月二十四日)

(3) 礼部少輔従五位下中臣朝臣伊加麻呂、造東大寺判官正六位上葛井連根道、伊加麻呂男真助三人、坐飲酒言語涉時忌諱、伊加麻呂左遷大隅守、根道流於隱岐、真助於土佐。其告人酒波長歲授従八位下、任近江史生。中臣真麻伎従七位下、但馬員外史生。(淳仁天皇、天平宝字七年(七六三)十二月二十九日)

というような具合である。(1)は囲碁をしていて、話が長屋王のことに及んで斬殺したということ。(2)は、何があつたかわからないが、酒を飲んでいてけんかになり、斬殺、(3)も、酒を飲んでいて話が触れてはならないこと(大系注―孝謙天皇と道鏡との関係にまつわることかとする)に及び、密告されて流罪にされた。

(1)についてはいえば、休み時間に囲碁をしていて夢中になり、子虫が過去に仕えていた長屋王の悪口をいうことになった。たまたま当事者の東人が長屋王を密告した男だったというのできすぎの気もしないではないが、何かに熱中するところということもありうる。いや、子虫は復讐の機会を狙っていたの

かもしれない。もしそうだとすると、子虫の復讐物語になるし、たまたまだとすると、運命のいたづらの物語になる。どちらでもいいが、人の執念や運命の不思議さを語る。そのきっかけになっている、囲碁をしていて熱中しているのは、個人の趣味の領域である。したがって、出来事を書いているなかで個人が浮かび上がるようになった。もちろん、執念にしろ、運命にしろ、個人を書く。しかもその個人は英雄ではない。これは、『万葉集』巻十六の長い題詞や左注の語る物語と通じている（古橋『物語文学の誕生』角川叢書 一九九九年）。

(2)と(3)は酒飲みのおうえでのごとで、これもふつうにありえそうな出来事である。特に(3)は、気が大きくなって口をすべらせてしまった事件である。また、それを密告する者が記されるのも、報償を得たためとはいえ、人のあり方を思わせる。

これらは、出来事を記録することから必然的に書かれていくことである。歴史を書いているなかで、犯罪を記述するとき、個人が浮かび上がってしまうのだ。それは、個人や個別的なものへの関心を導く。関心があるからそうなったことと同時に起こっているのだから、書きかもしれない。しかし、書くことであらわれてくるのだから、書くことを強調したいと考えている。

2

(1)は長屋王の事件の後日譚ともいえる出来事である。『続日本紀』の長屋王の事件についての記述は何か不明瞭なものを感じさせる。事件の推移を追ってみる。天平元年（七二九）の記事である。

二月十日 左京の人従七位下漆部造君足、無位中臣宮処東人が「左大臣正二位長屋王が密かに左道を学んで国家を傾けようとしている」と密告する。その夜、三関を固め、藤原宇合らに長屋王を捕らえさせる。

十一日 舎人親王らに、長屋王の邸宅でその罪を糾問する。

十二日 長屋王に自尽させる。室の吉備内親王、子膳夫王らも首を括って自害する。

十三日 長屋王、吉備内親王の屍を生駒山に葬る。「吉備内親王は罪がない。長屋王は罪人ではあるが、葬式は粗末にしてはならない」という勅が出される。

十五日 「長屋王は捻れた酷い性格であり、それが諸処にあらわれた。悪行の限りを尽くし、法により罰せられた。一味を征伐し、賊を滅ぼさねばならない。国司は徒党することを取り締まれ」という勅が出る。

十七日 外従五位上毛野朝臣宿奈麻呂ら七人が長屋王と連座したことで、流罪にされる。

十八日 左大弁正四位上石川朝臣石足らを遣わして、長屋王の弟従四位上鈴鹿王の邸宅で、「長屋王の兄弟姉妹、子孫、妾らをすべて許す」という勅が告げられる。百官大赦。

二十一日 密告した漆部造君足、中臣宮処連東人に外従五位下を授ける。

二十六日 長屋王の弟、姉妹、子孫に、従来通り禄を授けることにする。

というように事件とその後の処置が記されている。密告から長屋王の自害までがわずか三日しかない。同日に妻子が自害しており、事件の解明がされたとは思えない。九日後に大祓があり、事件が決着したことを示す。これも早すぎる。国家転覆の大逆罪なのに、長屋王の葬式はそれなりの扱いをされている。弟の鈴鹿王らが連座されていない。等々、不明瞭な点が多い。

この不明瞭さは、長屋王邸の発掘が行われ、広い敷地、権力や財力が明らかになっていくから、当時の人々にたいへんな反応をもたらしたことが予想される。そして、この反応こそが、出来事をリアルに伝えるもののはずである。しかし、その反応を語る記述は『続日本紀』にはみられない。唯一(1)が、後日譚として、『続日本紀』が残している事実である。この記事には、殺人を犯した大伴子虫がどのように処罰されたかは記されていない。犯罪を記すなら、処罰が記されるのは当然である。実際、(2)(3)には記されている。ということとは、この記事は犯罪を記すことにはなく、長屋王事件に関連するから記されたとみるべきである。書き手の関心は長屋王事件にこそあった。その関心をもたらしたものは、この事件の顛末の不明瞭さだったのではないか。

なお、『続日本紀』で後に長屋王の名がみえるのは、

(4)天平宝字七年(七七三)十月十七日に参議礼部卿従三位藤原朝臣弟貞の薨去の記事に、正二位長屋王の子であるが、藤原不比等の娘が生んだ子なので、助けられたとある。

(5)宝龜五年(七七四)十二月二十二日に円方王が左大臣従一位長屋王の女とある。

の二例のみである。長屋王の子弟貞は藤原不比等の娘の子ゆえ、連座から免れたというのも、この事件のあやふやさを語る。(5)は、正二位が従一位と誤って記されていることの意味を考えるべきかもしれない。

3

幸運にも、民間に伝えられた長屋王の伝承がある。『日本国現報善悪靈異記』中巻「恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死縁第一」である。書き下し文で引く。

諾楽の宮に宇の大八嶋国御めたまひし勝宝応真聖武上天皇、大誓願を發したまひ、天平元年己巳春二月八日を以て、左京の元興寺にして大法会を備け、三宝を供養したまひき。太政大臣長屋親王に勅して、衆の僧に供する司に任じたまひき。時に一の沙彌有り。濫しく供養を齎る処に就きて、鉢を捧げて飯を受く。親王見て、牙冊を以て沙彌の頭を罰つ。頭破れて血を流す。沙彌頭を摩で、血を捫ひて怖しみ哭きて、忽ちに覩えず。去く所を知らず。時に、法会の衆の道俗、偷に啗きて言はく、「凶し」「善くはあらじ」といふ。逕ること二日、嫉妬する人有りて、天皇に讒ちて奏さく、「長屋、社稷を傾けむことを謀り、国位を奪はむとす」とまうす。爰に天心に瞋怒りたまひ、軍兵を遣はして戦ひたまふ。親王、自ら念へらく、「罪無くして囚執はる。此れ決定して死ぬるならむ。他の為に刑ち殺されむよりは、自ら死なむには如じ」とおもふ。即ち其の子孫に毒の薬を服せしめて、絞り死し畢りて後に、親王、薬を

服して自害せり。天皇、勅して、彼の屍骸を城の外に捨てて、焼き末き、河に散らし、海に擲てしむ。唯し親王の骨は土佐の国に流る。時に、其の国の百姓多く死ぬ。云に百姓患へて官に解して言さく、「親王の氣に依りて、国の内の百姓皆死に亡すべし」とまうす。天皇、聞こしめして、皇都に近づけむとして、紀伊の国海部の郡の椒枿の奥の嶋に置かしめたまひき。

嗚呼、憫れなるかな。福貴熾りなる時には、高名華裔に振へりと雖も、妖災窘むる日には、帰む所無く、唯し一旦に滅びぬ。誠に知る、自らの高德を怙み、彼の沙弥を刑つ。護法も嘸嘸み、善神を慍み嫌ひたまふといふことを。袈裟を著たる類は、賤形なりと雖も恐りずはあるべからず。隠身の聖人も其の中に交はりたまへり。故に橋慢経に云はく、「先生に位の上の人にして、尺迦牟尼仏の頂を履

佩きて跣む人等の罪云々」とのたまへり。何に況むや、袈裟を著たる人を打ち侮る者は、其の罪甚だ深からむ。この話が歴史記述と異なることを考えていく手がかりは、話の展開や内容ではない。歴史記述もこういう話を歴史として書くことはある。文学研究は何よりも文体の問題として考え始めるべきである。歴史記述では書かれないのは、「時に、法会の衆、道俗、ひそかにささめきて言はく『凶し』、『善くはあらず』といふ」とある、その場にいた名もない人たちの登場である。歴史記述は出来事を順次記していく文体で、たとえ目撃した人々がいても記したりはしない。話の文体はこういう人々を書くことで、誰でもが同じように感じ、思ったように語り、聞

き手、読み手も巻き込む。つまり、その場にいた人も聞き手、読み手も同じに感じ、思う一体感を生み出しているのだ。当然のことながら、この文体は、「見る人、聞く人涙を流さざる者なかりけり」というような、語り物類の定型句としてもみられる。これは、聞き手、読み手を話に参加させ、一人一人の共感する気持ちを外化させ、聞き手、読み手に一体感をもたせる文体なのだ。この一体感、その場にいなかった人々にも話がリアルに共有されることをあらわしている。

この話に即していえば、まず、その場にいた人々は、長屋王が沙弥を打つのは見ていた証人である。かれらはこの目撃した事件を家族に、隣近所の人々に、会った人に話すだろう。さらに、聞いた人々も、この話を次々に伝えていくことになる。

そういう事態を考えると、この話で、次に書かれている「之を二日逕て、嫉妬する人ありて」以下の語り方も、人々の想像を抱え込んでいると、容易に推察される。見たり聞いたりした人々はその話を、すぐに起こった長屋王が自害した不可解な事件とを結びつけて考えるに違いないからだ。そういうなかで生じる想像力が「嫉妬する人」という名もない密告者を生み出してもふしぎない。ここには、実際の密告者である漆部君足と中臣東人は登場しない。

想像してみる。後日譚の(1)からは、子虫が東人を密告者と知っていた場合と知らなかった場合が考えられる。知っていた場合は、にもかかわらず、長屋王に恩を感じていた子虫は上司として仕えていたことになる。ありうるが、囲碁を楽しむ仲になるだろうか。無理にさせられたことは考えられるが、よっぽど

の場合である。したがって、知らなかったと考えるほうが自然だろう。そのほうが、殺人事件として劇的だ。しかし、密告者が知られないことはないだろう。正義を訴えたことになるのだから。ということとは、(1)の書き方は物語的だということになる。先に、子虫の処罰が書かれていないことから、書き手の関心が長屋王事件そのものに関心をもっていたと述べた。だいたいこういう身分の低い者の事件が記されることはほとんどないのだ。そういう者の事件が書かれ、しかも処罰が書かれていないことは、子虫に正当性があるようにも読める。暗に長屋王はめめられたと語っているようにみえる。読み手にそのような想像を働かせるように、書き手は国家の論理で歴史を記述していることからみ出してしまっているのだ。書き手の関心が物語を呼び寄せている。こう言い換えてもいい。書き手の長屋王事件への関心は真相、つまり真実を求めるが、真実は物語によって語られる。もしかしたら、この(1)の記述は民間の話かもしれないと思うほどだ。

このあり方は『日本霊異記』の話と通底している。「嫉妬する人」はたぶん藤原氏である。君足や東人の上に藤原氏がいた。それを「嫉妬する人」というようにばかして登場させている。つまり、『日本霊異記』の話では、長屋王事件の不可解さを藤原氏の陰謀と解釈して、「嫉妬する人」とした。そして、長屋王が「罪なくして囚執はる」と、無実としている。

4

『日本霊異記』は、さらに長屋王の祟りを語る。無実で亡く

なった者なら、この世に想いを残し、祟りを及ぼすのは当然である。長屋王の骨は土佐に流れて、疫病を流行させた。土佐は南海道の果てである。むしろ辺境から祟りを始めた。

しかし、この語り口はおかしい。長屋王の事件は都の人々にこそリアルであったはずである。都の人々の想像力がこのような話を生み出したのだ。でなければ、骨が紀伊の国の椒柘の奥の島に移されることによって祟りが鎮まるといような結末にはならないだろう。この奥の島について、多田一臣は奥の島を沖の島と言ひ換え、「沖の島は人の立ち入りを許さぬ聖なる島で、その理由を説明するために親王の骨の伝承が生じた」(『日本霊異記』ちくま学芸文庫、一九九七年)と推量している。そうかもしれない。ただし、紀伊の土地の人々の伝承とは思えない。紀伊に沖の島という立ち入り禁止の島があるということを知っていた都の人々の説明としたほうがいいと思う。確かに、多田のいうように、土佐と紀伊は「海上交通のルート」があつたろう。かといって、この話が都、土佐、紀伊にわたるものであることは、三所を見渡す視点をもつ人々が必要である。やはり、多くの情報をもつ都の人々の生み出した物語と考えられる。

この話は怨霊の最初のものである(古橋『古代都市の文芸生活』大修館、一九九四年)。怨霊は個人の恨みに注目することから生まれる。これまで怨霊の話がないことは、個人への関心が薄かったからである。しかし、それだけではない。『万葉集』からは個人への関心が探れる。

(天平)十年(七三八)戊寅に、元興寺の僧の自ら

嘆ける歌一首

白珠は人に知らえず知らずともよし 知らずとも吾し知
 れらば知らずともよし (巻六・一〇一八)

このような歌が作られるのは、個人への関心がなければありえない。挽歌も異常死に対する関心が作らせている(古橋『古代都市の文芸生活』)。したがって、怨霊が生まれるには、別の要素が必要である。この歌は自己の内面への関心であり、『日本霊異記』の長屋王の話は他人の内面への関心である。長屋王が讒言される要因になったとされる僧の打擲は、「袈裟を着たる類は、賤形なりと雖も、恐りずはあるべからず。隠身の証人もその中に交はりたまへり」という主張も、外形とは異なるかもしれない、他人の内面への関心がなければ成り立たない。他人の内面への関心は、複数の人々が同じように抱く可能性がある。長屋王の話では伝承されていることでわかるように、この関心は共有されている。社会が抱いた関心といつてもいいほどのだ。個人の内面へ社会がもつ関心が、このような伝承を生み出したのである。

まだ問題はある。あらゆる出来事に対して抱く関心が伝承として語り伝えられる、あるいは話を形成するわけではない。普通それらの関心はすぐ消える、うわさ話になるくらいで終わる。そうならない場合を支えているもっとも大きな要因は書き留められることである。書き留められると、いづれ読まれ、息を吹き返すことがある。長屋王の出来事に関しては、そういう事例はみられない。ただし、『日本霊異記』に書き留められたのは八世紀末、事件が起こってから半世紀が過ぎていた。それ

が書かれた資料に基づくものではないことは、長屋王邸の発掘に出土した木簡類では長屋親王であったのに、『続日本紀』では長屋王になっていることでわかる。多田一臣が指摘しているように、『続日本紀』では意図的に貶められたと考えられる(前掲書)。『日本霊異記』が長屋親王として書かれていることは、民間に伝えられてきたことを示しているのである。したがって、長屋親王事件は、少なくとも半世紀は語り伝えられる要因があったといえる。

その要因は、祟りということではないか。理由は、怨霊の始まりだからである。万葉集の挽歌が異常死の死者に対する鎮魂として作られ、歌ではすまなくなつて、怨霊を祀るということが始まったのではないかと、『古代都市の文芸生活』で述べた。平安期に怨霊はさまざまな場面にあられる。『古今和歌集』には挽歌はなく、哀傷歌になる。鎮魂ではあるが、生きて残された側の個人的な痛みの気持ちを詠むものがほとんどである。鎮魂がより祀りに託されるようになったのである。たぶん、個人の内面への関心が深まると、他人の魂を鎮めることが歌では難しいと感じられるようになったのかもしれない。個人の内面への関心が、特に怨みへの関心をもたらしつたところに、怨霊という問題があるのだ。

その始まりが長屋親王だった。そして、伝承されていくことは、長屋親王の怨みが社会に共有されるものだったことを示している。誰でもが身の余る怨みを抱くことがあることを、人々が自覚していったのである。

宮田登が、日本の民俗宗教は神を祀り捨てることであり、そ

の神が忘れられてふたたびあらわれることであるというように
 ことを述べている（『民俗宗教論』春秋社、一九九六年）が、
 これは、書き留められたものとは別の記憶である。民俗的記憶
 とでもいえるかもしれない。しかし、長屋親王の怨霊は以降あら
 われない。ということは、長屋親王の事件が歴史化されたこと
 を意味している。民間、民俗の歴史はこのようにして成立して
 いくのではないか。『続日本紀』の語る歴史は一つの事実であ
 る。そして、民間の歴史はこのように伝承を成立させる。民間
 にとつての真実である。

『続日本紀』と『日本霊異記』はほぼ同時代に書かれている。
 これを歴史の幅と考えてみるのがいい。いうならば、この二つ
 の歴史は相補関係にある。

私の現在の関心でいえば、長屋親王の伝承が書かれるように
 なること自体がどのように可能になったかを知りたい。そうい
 う視点からこれまで述べてきたことを整理すれば、『続日本紀』
 が歴史を事実として記すことによつて、意図を超えてあらわれ
 てしまうものに気づくことに始まる。長屋親王を長屋王と記す
 方向で書かれた事件は不明瞭さを生み出し、十年後の関係者の
 殺人事件を示すことになった。事実を書くことが必然的にそう
 いう不自然さを抱え込み、記述する事実を選ばせることになる
 のだ。そのように書くことの体験が『日本霊異記』の長屋親王
 伝承を書くことと繋がっているのではないか。『日本霊異記』
 を書くとは、中国の『冥報記』などの志怪小説を読むことによ
 つて起こった日本と同じようなことを書いてみようという直接
 的なモチーフがある。長屋親王の事件もその一つである。そう

して説話や伝承を書いた後に、書き手は必ずなんらかの解説、
 解釈、説明をつけている。事件をたんなる事実の記述にしてお
 かないのだ。このような書き手の論述をもたらず姿勢は、事実
 を書くなかで抱かれた疑問などを書くことをもたらさずにはお
 かないだろう。

歴史記述を中心にしたのでここではふれることができなかつ
 たが、最初にふれた目取間『水滴』との関連でいえば、長屋親
 王の事件の不明瞭さと『日本霊異記』の伝承とは、この話の形
 成に民間巫者がかかわった可能性を考えてもいいと思ってい
 る。『日本霊異記』自体がそういう可能性がある。山下欣一
 『南島説話生成の研究』（第一書房、一九九八年）が話の生成と
 巫者との関係を論ずる好著である。